

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 自動車税の収納の事務を委託した件 三五
- 新たな土地改良事業を行うことを適当と決定した件 三五
- 土地収用法により土地に立ち入ることを許可した件 三五
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証があった件 三五
- 一般競争入札を行う件 三五
- 福 島 県 公 安 委 員 会
- 福島県道路交通規則の一部を改正する規則 三五
- 福 島 県 病 院 局
- 平成二十年年度病院局育休任期付職員(看護及び助産)採用候補者登録試験を実施する件 三五
- 正 誤
- 平成二十年五月九日付け定例第九百七十七号中 三五

告 示

福島県告示第四百三十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条の二第一項の規定により、地方税の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十年六月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県自動車税コンビニエンスストア収納業務
- 二 受託者の名称及び所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目三番二号
- 三 収納の事務を委託する期間

平成二十年五月一日から平成二十一年三月三十一日まで

(税 務 課)

福島県告示第四百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、下郷町土地改良区が志源行地区元気な地域づくり交付金事業(農業生産基盤整備一般)に係る新たな土地改良事業を行うことについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年六月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
 - 1 土地改良事業計画書の写し
 - 2 定款の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十年六月四日から
月二十三日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
南会津郡下郷町役場
(農村計画課)

福島県告示第四百三十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定により、事業準備のための調査及び測量のため土地に立ち入ることについて、平成二十年五月二十六日次のとおり許可した。

平成二十年六月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 起業者の名称
東日本高速道路株式会社
- 二 事業の種類
高速道路自動車国道常磐自動車道新設工事
- 三 立入区域
相馬郡新地町のうち駒ヶ嶺字赤柴及び赤柴前、杉目字飯樋、松木、大槻、鈴山及び五郎四郎、谷地小屋字五郎四郎、南狼沢、北狼沢及び大清水、大字真弓字原畑並びに大字福田字沢入、小山田、山居、舟輪沢、一ツ滝、中原、瀬上、朴木原及び新田地内
- 四 立入期間
平成二十年六月十六日から平成二十一年三月三十一日まで

(土木総務課用地室)

公 告

公告第二百八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年六月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年五月二十日
- 二 名称
NPO法人ふれあいの郷だて
- 三 代表者の氏名
渡邊 忠利
- 四 主たる事務所の所在地
福島県伊達市杵形十五番地七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢化社会と少子化及び核家族化による諸課題を抱えている住民に接し、高齢者の支援、高齢者施設建設及び運営等の高齢者福祉事業、世代交流や環境整備等の地域づくりに関する事業およびNPO活動基盤づくりや行政各種団体とのパートナーシップを確立する事業を行い、市民参加型のまぶつへのを進め社会発展に寄与することを目的とする。

(文化課課長)

公告第287号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県TV会議システム等の貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成20年6月3日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 入札に付する事項
(1) 借入物品の名称及び数量 福島県TV会議システム等 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成20年9月1日から平成25年6月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告に示した仕様と同等程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。
- (3) この公告に示した物品を確実に貸与できる者であること。
- (4) この公告に示した物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中迅速かつ円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(2)から(4)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年6月27日午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県生活環境部県民安全総室原子力安全対策課
電話番号024-521-7255
- 4 入札説明書の配布
次により、入札説明書、仕様書及び申請書等を配布する。
(1) 配布期間 平成20年6月3日から同月17日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、240円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、平成20年6月17日午後5時30分までに3に掲げる場所まで請求すること。
- 5 入札説明会の日時及び場所
(1) 日時 平成20年6月11日午後1時
(2) 場所 福島県庁西庁舎8階801会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- 6 入札及び開札の日時及び場所
(1) 日時 平成20年7月17日午後1時30分
(2) 場所 福島県庁西庁舎8階801会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成20年7月16日午後5時30分までに、3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな

ければならない。ただし、財務規則229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 入札方法等

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be leased : The lease 1 set system for TV meetings, IP-phones and Personal Computers (information sharing terminals) of the Fukushima Prefecture
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m., 17 July 2008
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 30 p.m., 16 July 2008
- (4) Contact point for the notice : Nuclear Power Safety Division, Social Affairs & Environment Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sigitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7255
(原子力安全対策課)

福島県公安委員会

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年6月3日

福島県公安委員会規則第7号

福島県公安委員会委員長 松 本 忠 清

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「運転免許」を「免許」に改める。

第2条第1項中「及び届出（福島県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）で行う自動車等の運転免許事務）を「、届出及び届出（以下「申請等」という。）（法第6章の自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転免許（以下「免許」という。））」に、「、申請及び届出」を「、申請等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 法第6章の自動車等の免許に係る申請等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者を経由しなければならない。

- (1) 法第91条の規定により付された免許の条件についての解除若しくは変更（運転することができなくなる自動車等の種類の限定の解除を除く。）に係る申請、法第92条の2第1項の表の備考1の2に規定する優良運転者（以下単に「優良運転者」という。）が行う法第101条第1項の規定による法第92条第1項の運転免許証（以下「免許証」という。）の更新若しくは法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証の更新（以下「特例更新」という。）に係る申請又は法第107条の7第2項の規定による国外運転免許証の交付に係る申請 福島県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）の長（以下「運転免許課長」という。）又は県内の区域を管轄する署長（福島県福島警察署長、福島県福島北警察署長、福島県郡山警察署長及び福島県郡山北警察署長を除く。）
- (2) 優良運転者以外の者が行う法第101条第1項の規定による免許証の更新（以下単に「免許証の更新」という。）又は特例更新に係る申請 運転免許課長又は申請をする者の住所所在地を管轄する署長（福島県福島警察署長、福島県福島北警察署長、福島県郡山警察署長及び福島県郡山北警察署長を除く。）
- (3) 法第97条の2第1項第3号若しくは同条第2項の規定に該当する者が行う法第89条第1項の規定による免許の申請又は法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を経由して行う免許証の更新に係る申請 運転免許課長
- (4) 前各号に掲げる申請以外の申請等 運転免許課長又は県内の区域を管轄する署長

第10条第2項第2号中「運転免許」を「免許」に改める。

「第5章 運転免許」を「第5章 免許」に改める。

第21条第1項中「運転免許（以下「免許」という。）」を「免許」に改める。

第29条の2中「施行規則第29条第3項」を「施行規則第20条第2項（第1号に該当するときに限る。）」、施行規則第29条第3項」に改める。

第31条中「運転免許課の長」を「運転免許課長」に改める。

第36条の12第1項中「又は」の次に「免許証の更新に係る申請を行った」を加え、「の管轄区域」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。

2 改正後の福島県道路交通規則第2条第2項第2号の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後において、同号に掲げる申請をする者の住所が福島市のうち飯野町、飯野町青木、飯野町大久保又は飯野町明治である場合の当該申請は、福島県川俣警察署長を経由することができる。

(交通企画課)

福島県病院局

公告第10号

平成20年度福島県病院局育休任期付職員（看護及び助産）採用候補者登録試験を次のとおり実施します。

平成20年 6 月 3 日

福島県病院事業管理者 茂 田 士 郎

- 1 試験を実施する職種
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定による任期を定めて採用する職
- 2 登録予定人員
看護 15名程度
助産 2名程度
- 3 試験期日
平成20年 7 月 6 日（日）
- 4 受験申込受付期間
平成20年 6 月 3 日（火）から同年 6 月 30 日（月）まで
- 5 受付窓口及び問い合わせ先
福島県病院局病院総務課（福島市中町 8 番 2 号 電話（024）521-7226）
(病院総務課)

正 誤

ページ	段 行	正	誤
-----	-----	---	---

○平成二十年五月九日付け定例第九百七十七号中

一九八	下	後ろか	字枝夕爪六〇〇の一
	ら一四	後ろか	字枝爪六〇〇の一

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--